

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く。)をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋め立て、盛土その他の土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。)をいう。
- (3) 工事 事業に係る工事をいう。
- (4) 事業 土砂等による土地の埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する確認を受け建築物の敷地の用に供するものは除く。また、農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条の許可を受けた敷地に供するものは規則で定めたものを除く。
- (5) 事業区域 事業を施工する土地の範囲をいう。
- (6) 事業主 事業を施工する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (7) 工事施工者 事業主との契約により事業の施工を請け負う者をいう。

(適用事業)

第3条 この条例は、事業区域の面積が500平方メートル以上の事業(事業区域の面積が500平方メートル未満の事業であっても、当該事業区域に隣接又は近接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に事業が施工され、又は施工中の場合には、当該事業の事業区域の面積と既に施工され、又は施工中の事業の事業区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上となるものを含む。)について適用する。

(事業主及び工事施工者の責務)

第4条 事業主及び工事施工者(以下「事業主等」という。)は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努めるとともに住民の良好な生活環境を保全するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主等は、工事を施工するに当たり、あらかじめ当該工事の施工に係る土地周辺関係者の理解を得るように努めるとともに、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもって解決に当たらなければならない。
- 3 工事施工者は、同一時期に複数の事業区域を設定し、工事を施工してはならない。
- 4 事業主等は、その事業により公共施設を破損したときは、速やかに現状に回復しなければならない。

(事業の許可)

第5条 事業を施工しようとする事業主等は、規則で定めるところにより、当該事業について町長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
  - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)が行う土砂等による埋立て等(委託し、又は請け負わせて行うものを含む。)
  - (3) 他の法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
  - (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等
- 2 前項の許可を受けようとする者は、事業主連帯保証人及び隣接地権者の同意書を添付しなければならない。
  - 3 町長は、第1項の許可をするに当たっては、土壌汚染の防止及び良好な生活環境の保全のために必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 町長は、前条第1項の規定による許可の申請が次の各号のいずれにも適合すると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 前条第1項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ロ 前条第1項の規定による許可(次条第1項の規定による変更の許可を受けた場合)にあっては、当該変更の許可を含む。以下「許可等」という。)を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

- ハ この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(平成25年群馬県条例第47号。以下「県条例」という。)又は県条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
- ヘ 未成年者で、その法定代理人(法人の場合は、その役員を含む。)が暴力団員等であるもの
- ト 法人で、その役員又は使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者があるもの
- チ 個人で、その使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者があるもの
- リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ヌ イからへまで、チ及びリのいずれかに該当する者を第13条の7に規定する施工管理者として置こうとする者

(2) 規則で定める施工基準を満たしていること。

(3) 規則で定める土壌基準を満たしていること。

(事業の変更)

第7条 第5条第1項の許可を受けた事業主等は、許可に係る事項を変更しようとするときは、規則の定めによるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更があった日から14日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(事業の譲渡又は名義貸しの禁止)

第8条 許可等は、当該事業主等及びその一般承継人のみを有効とし、当該事業主等が事業を譲渡したときは、これは消滅する。

2 許可等を受けた事業主等(以下「許可等を受けた者」という。)は、自己の名義をもって第三者に事業を行わせてはならない。

(許可の取消し)

第9条 町長は、事業主等が偽りその他不正な手段により許可等を受けたとき、又は前条の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

2 取消しの効力は、許可日に遡って効力を生ずるものとする。

(監督処分)

第10条 町長は、第6条第2号の施工基準に違反して事業を施工した事業主等に対して、その許可を取り消し、若しくは当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命じることができる。

(工事着工の届出等)

第11条 許可等を受けた者は、工事の着手前に、規則の定めるところにより、町長に届出をしなければならない。

(標識の設置)

第12条 許可等を受けた者は、当該許可等に係る事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

2 許可等を受けた者は、第7条第1項の変更の許可を受けたときは、速やかに、前項の標識の内容を当該変更の許可内容に変更しなければならない。

(工事の完了等の手続)

第13条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則に定めるところにより、町長に届出をしなければならない。

(1) 許可等を受けた事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内

(2) 休止した事業を再開しようとするとき 再開する日の10日前

2 町長は、前項第1号の規定による届出(完了し、又は廃止したものに限る。以下この条において同じ。)があったときは、工事が第6条第2号及び第3号の基準に適合するかどうか確認し、適合しないと認めるときは、事業主等に対し、必要な改善を命じることができる。

(地位の承継等)

第13条の2 許可等を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可等に係る事業の全部を承継した法人は、当該許可等を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により許可等を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(帳簿の記載等)

第13条の3 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可等に係る事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の事項を町長に報告しなければならない。  
(土壌の検査等)

第13条の4 許可等を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可等に係る事業区域内の土砂等の検査(事業区域から排出される水がある場合には、当該排出される水の検査を含む。以下「土壌検査」という。)を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を町長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可等を受けた者は、当該許可等に係る事業区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、町長にその旨を報告しなければならない。  
(書類の備置き等)

第13条の5 許可等を受けた者は、許可を受けた日から当該許可を受けた事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは事業の期間の満了する日又は許可の取消しを受けた日まで、規則で定めるところにより、当該許可に係る第5条第1項の申請書(第7条の変更の許可を受けた場合にあつては、その申請書を含む。)の写し、第13条の3第1項の帳簿その他規則で定める書類及び図面を当該許可に係る事業区域又は許可等を受けた者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可等を受けた者は、当該許可等を受けた事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは事業の期間の満了した日又は許可等の取消しを受けた日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。  
(車両の表示)

第13条の6 許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して事業区域に土砂等を搬入するとき(土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託して搬入するときを含む。)は、事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。  
(施工管理者の設置)

第13条の7 許可等を受けた者は、当該許可等に係る事業区域に施工管理者(事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。  
(協力要請)

第13条の8 町長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、埋立て等に係る土砂等を排出する者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、事業区域の土地の所有者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、必要な協力を要請することができる。  
(立入検査)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に土砂等の埋立てを行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立てを行う場所に立入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
(聴聞)

第15条 町長は、第10条又は第13条第2項の規定による命令をしようとするときは、当該処分に係る事業主等に対し、あらかじめ期日、場所及び事業の内容について通知した上、聴聞を行うものとする。ただし、住民の良好な生活環境の保全上緊急やむを得ないとき、又は事業主等が正当な理由なく聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで当該処分を行うことができる。  
(違反事実の公表)

第16条 町長は、第10条又は第13条第2項の規定による命令に違反している場合において、住民の良好な生活環境の保全を図る上で必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。  
(関係行政機関への照会等)

第16条の2 町長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができる。  
(保証金)

第17条 第5条第1項の許可を受けようとする事業主は、事業履行に対する保証金を納付しなければならない。

2 町長は、事業主が事業を円滑に完了したときは保証金を返還するものとする。

3 町長は、事業主が第10条又は第13条第2項の規定による措置命令又は改善命令を履行しない場合は、保証金を措置又は改善に対する事業費に充てることができる。

4 保証金の取扱いについては、別に定める。  
(手数料)

第18条 許可等を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第5条第1項の許可の申請 1件につき 30,000円

(2) 第7条第1項の変更の許可の申請 1件につき 20,000円

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 許可等を受けずに事業を施工した者
- (2) 第10条又は第13条第2項の規定による措置命令、停止命令又は改善命令に違反した者

第21条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定による標識を設置しない者
- (2) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 第14条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、板倉町残土等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為に関する指導要綱(平成2年板倉町要綱第3号。以下「要綱」という。)の規定による事前協議書の受理書又は回答の交付を受けている事業については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前日までに、要綱の規定による事前協議書の受理書又は回答の交付を受けていない協議中の事業は、この協議がなかったものとする。

附 則(令和7年3月12日条例第5号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処分については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和7年9月18日条例第24号)

この条例は、令和7年10月1日から施行する。